

1 居宅介護職員初任者研修課程

区分	科目	時間数	備考	受講免除時間数 ^{※2}				
				ア	イ	ウ	エ	オ
講義 演習 (110時間)	(1)職務の理解 多様なサービスの理解 介護職の仕事内容や働く現場の理解	4		2	※5			-
	(2)介護における尊厳の保持・自立支援 人権と尊厳を支える介護 自立に向けた介護	9						-
	(3)介護の基本 介護職の役割、専門性と他職種との連携 介護職の職業倫理 介護における安全の確保とリスクマネジメント 介護職の安全	6		6				-
	(4)介護・福祉サービスの理解と医療との連携 障がい者福祉制度 医療との連携とリハビリテーション 介護保険制度及びその他の制度	9		6	※6			-
	(5)介護におけるコミュニケーション技術 介護におけるコミュニケーション 介護におけるチームのコミュニケーション	6		6	6	6		-
	(6)障がいの理解 障がいの基礎的理解 障がいの医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎知識 家族の心理、かかわり支援の理解	6			6			-
	(7)認知症・行動障がいの理解 認知症の理解 認知症を取り巻く状況 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 家族への支援 行動障がいの理解 行動障がいとは 自閉症の理解・自閉症の障がい特性 行動障がい起きる背景の理解 行動障がいを起こさないようするための支援	6		3	※7			-
	(8)老化の理解 老化に伴うこころとからだの変化と日常 高齢者と健康	3		3				-
	(9)こころとからだのしくみと生活支援技術 ※3	61			26			-
	基本知識の学習	12			2			
	①介護の基本的な考え方	2		障がい者の特性を理解できる内容とする。	2			
	②介護に関するこころのしくみの基礎的理解	5						
	③介護に関するからだのしくみの基礎的理解	5						
	生活支援技術の講義・演習	38			24			
④生活と家事	4		障がい者の特性に合わせた技術を学ぶ。	2				
⑤快適な居住環境整備と介護	4			4				
⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	4			2				
⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	8			4				
⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	4			2				
⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	4			2				
⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	4			2				
⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	4			4				
⑫死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	2			2				
生活支援技術演習	11							
⑬介護課程の基礎的理解	2		障がい者の相談支援（サービス等利用計画）について学ぶ。					
⑭総合生活支援技術演習	9		障がい者の特性に応じた事例検討を行う。					

実 習 (18時間)	(10)実習 ※4	18	(1) 2h、(9)④1h、 (9)⑤1h、(9)⑥ 2h、(9)⑦2h、(9) ⑧2h、(9)⑨2h、 (9)⑩2h、(9)⑪ 2h、(11) 2h	3	※8	-	
	障害福祉サービス事業所における介護実習（6時間以上）						
	居宅介護サービス同行訪問（6時間以上）						
振り返り (2時間)	(11)振り返り	2				-	
	振り返り 就業への備えと研修終了後における継続的な研修						
講 義・演 習 計		110		52	12	6	-
実 習 計		18		3			-
振 り 返 り 計		2					-
合 計		130		55	12	6	-

※1 上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施すること。

※2 「受講免除時間数」に掲げる各欄については、次のとおりの資格を有する者について適用するものとする。

アの欄 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者又は修了予定者、居宅介護従業者養成研修二級課程（旧課程）修了者若しくは旧要綱等（「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」（平成14年8月14日14障第306号）及び「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業指定要領（平成14年4月23日14障第84号）及び「障害者（児）ホームヘルパー養成研修の実施について」（平成13年6月20日障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健部長通知並びに「居宅介護従業者養成研修等について」（平成15年3月27日障発第0327011号厚生労働省社会・援護局障害保健部長通知）をいう。以下同じ。）に基づく二級課程相当の研修修了者

イの欄 介護保険法上の介護職員初任者研修修了者又は修了予定者若しくは訪問介護員養成研修二級課程修了者

ウの欄 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者又は修了予定者若しくは旧要綱等に基づく三級相当の研修修了者

エの欄 介護保険法上の訪問介護員養成研修三級課程修了者

オの欄 重度訪問介護従業者養成研修課程、同行援護従業者養成研修課程、行動援護従業者養成研修課程、旧要綱等に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、知的障害者移動介護従業者養成研修又は日常生活支援従業者養成研修の課程の修了者若しくは旧ガイドヘルパー関係要綱等（「ガイドヘルパー養成研修事業実施要綱」（平成10年6月2日10障第156号）及び「ガイドヘルパー養成研修事業指定要領」（平成14年8月12日14障第294号）若しくは「ガイドヘルパー養成研修事業の実施について」（平成9年5月23日障第90号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）をいう。以下同じ。）に基づく重度視覚障害者研修又は重度脳性まひ者等全身性障害者研修の課程の修了者

※3 「(9)こころとからだのしくみと生活技術」の講師については、第3（4）に規定する者のうち、障害福祉サービスの実務経験が1年を超える者とする。

※4 イ「(10)実習」における「障害福祉サービス事業所」は、原則として生活介護事業所、共同生活援助事業所とする。

※5 イ欄の「(1)職務の理解」の受講免除時間数の2時間は、同講義（4時間）のうち介護保険制度に関する講義の時間数とする。

※6 イ欄の「(4)介護・福祉サービスの理解と医療の連携」の受講免除時間数の6時間は、同講義（9時間）のうち介護保険制度に関する講義の時間数とする。

※7 イ欄の「(7)認知症・行動障がいの理解」の受講免除時間数の3時間は、同講義（6時間）のうち「認知症の理解」に関する講義の時間数とする。

※8 イ欄の「(10)実習」の受講免除時間数の3時間は、同実習（18時間）のうち「(9)こころとからだのしくみと生活支援技術」の「⑤快適な居住環境整備と介護」及び「⑩睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」に関する実習の時間数とする。

2 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

区分	科目	時間数	備考	受講免除時間数				
				ア	イ	ウ	エ	オ
講義 (25時間)	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	3		-	-	-	3	
	障がい者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	4		/	/	/	/	/
	障がい者（児）福祉の制度とサービス	2		-	-	-	2	
	高齢者福祉の制度とサービス	2		-	-	-	2	※11
	居宅介護に関する講義	3	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。	-	-	-	3	1
	障がい者及び高齢者の疾病、障がい等に関する講義	3		-	-	-		※10 1
	基礎的な介護技術に関する講義	3		-	-	-	3	1
	家事援助の方法に関する講義	4		-	-	-	4	※11
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	5		/	/	/	/	/
	医学の基礎知識	3		-	-	-	3	1
心理面への援助方法	2		-	-	-		※11	
演習 (17時間)	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4		-	-	-		
	基礎的な介護技術に関する演習	10		-	-	-	5	
	事例の検討等に関する演習	3		-	-	-		※9
実習 (8時間)	生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学	8		-	-	-		
合 計		50		-	-	-	25	6

※9 エ欄の「基礎的な介護技術に関する演習」の受講免除時間数の5時間は、次表の左欄の演習について右欄の時間数とする。

演 習 内 容	免除時間数
体位・姿勢交換の介護（座位の保持、褥瘡への対応を含む。）	2
車いすへの移乗等の介護・車いす等での移動の介護	2
身体の清潔（清拭、洗髪、口腔ケア等）の方法	1

※10 オ欄の「障がい者及び高齢者の疾病、障がい等に関する講義」の受講免除時間数の1時間は、次表の左欄の研修課程を修了した者が受講する場合において、中欄の演習について右欄の時間数とする。

修 了 研 修 課 程	演 習 内 容	免除時間数
(1) 旧要綱等に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修又は旧ガイドヘルパー関係要綱等に基づく重度視覚障害者研修の課程	障がい者及び高齢者の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、視覚障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	1
(2) 旧要綱等に基づく全身性障害者移動介護従業者養成研修又は旧ガイドヘルパー関係要綱等に基づく重度脳性まひ者等全身性障害者研修の課程	障がい者及び高齢者の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、全身性障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	1
(3) 旧要綱等に基づく知的障害者移動介護従業者養成研修又は日常生活支援従業者養成研修の課程	障がい者及び高齢者の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、知的障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	1

※ 1 1

オ欄の「障がい者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義」及び「居宅介護に関する講義」及び「障がい者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義」及び「基礎的な介護技術に関する講義」並びに「医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義」の受講免除時間数は、次表の左欄の研修課程を修了した者が受講する場合において、中欄の演習について右欄の時間数とする。

修 了 研 修 課 程		演 習 内 容	免除時間数
(1)	旧要綱等及び旧ガイドヘルパー関係要綱等に基づく旧視覚障害者移動介護従業者養成研修等課程（※ 7 の修了者）	基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動介護に係る技術に関するもの	1
(2)	重度訪問介護従業者養成研修（基礎研修）の課程	居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの	1
(3)	重度訪問介護従業者養成研修（基礎研修）又は日常生活支援従業者養成研修の課程	基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの	1
(4)	重度訪問介護従業者養成研修（追加研修）又は旧要綱等に基づく日常生活支援従業者養成研修の課程	障がい者及び高齢者の疾病、障がい者等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障がい等に関するもの	1
		医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの	1
(5)	重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）又は強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）の課程	障がい者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの	1
		障がい者及び高齢者の疾病、障がい者等に関する講義（3時間）のうち、知的障がい者及び精神障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	1
(6)	同行援護従業者養成研修（一般研修）の課程	障がい者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの	1
		障がい者及び高齢者の疾病、障がい者等に関する講義（3時間）のうち、視覚障がいの疾病及び障がい等に関するもの	1
		基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、視覚障がいに関するもの	1
		医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（3時間）のうち、視覚障がいに関するもの	1

(7) 行動援護従業者養成研修の課程	障がい者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障がい者及び精神障がいに係る制度及びサービスに関するもの	1
	障がい者及び高齢者の疾病、障がい者等に関する講義（3時間）のうち、知的障がい者及び精神障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	1
	基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関するもの	1

（注） オ欄の「障がい者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義」の受講免除時間数2時間は、旧要綱等及び旧ガイドヘルパー関係要綱等に基づくガイドヘルパー養成研修、日常生活支援従業者養成研修の課程修了者を対象とするものであり、新要綱に基づく重度訪問介護従業者養成研修課程修了者は免除対象ではないこと。

3 重度訪問介護従業者養成研修課程

<基礎研修>

区分	科目	時間数	備考	受講免除時間数				
				ア	イ	ウ	エ	オ
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度訪問介護に従業する者の職業倫理に関する講義を含むこと。	-	-	-	-	-
(3時間)	基礎的な介護技術に関する講義	1		1	1	1	1	-
演習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5		-	-	-	-	-
(7時間)	外出時の介護技術に関する実習	2		-	-	-	※12	2
合 計		10		1	1	1	1	2

※12 オ欄の免除対象は旧要綱等に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、知的障害者移動介護従業者養成研修、全身性障害、重度脳性麻痺のガイヘル修了者であること。
 なお、厚生労働省告示第538号（平成18年9月29日）第1条第六号及び第九号により、旧要綱等に基づく日常生活支援従業者養成研修の課程の修了者は全課程（10時間）を免除する。

<追加研修>

区分	科目	時間数	備考	受講免除時間数				
				ア	イ	ウ	エ	オ
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4		-	-	-	-	-
(7時間)	コミュニケーションの技術に関する講義	2		2	2	2	2	-
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1		1	1	1	1	-
演習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	在宅等で生活する障害支援区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1か所以上含むこと。	-	-	-	-	-
(3時間)								
合 計		10		3	3	3	3	-

(注) 追加研修課程は、基礎研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。
 なお、厚生労働省告示第538号（平成18年9月29日）第1条第六号及び第九号により、旧要綱等に基づく日常生活支援従業者養成研修の課程の修了者は全過程（10時間）を免除する。

<行動障害支援課程>

区分	科目	時間数	備考	受講免除時間数				
				ア	イ	ウ	エ	オ
講義	強度行動障がいがある者の基本的理解	1.5		-	-	-	-	-
(6.5時間)	強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5		-	-	-	-	-
演習	基本的な情報収集と記録などの共有	1						
(5.5時間)	行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解	3		-	-	-	-	-
	行動障がいの背景にある特性の理解	1.5						
合 計		12		-	-	-	-	-

(注) 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）と同様のものとする。

4 同行援護従業者養成研修課程

<一般研修>

区分	科目	時間数	備考	受講免除時間数				
				ア	イ	ウ	エ	オ
講義 (12時間)	視覚障がい者（児）福祉サービス	1		-	-	-	-	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2		-	-	-	-	2
	障がい・疾病の理解①	2		-	-	-	-	2
	障がい者（児）の心理①	1		-	-	-	-	1
	情報支援と情報提供	2		-	-	-	-	2
	代筆・代読の基礎知識	2		-	-	-	-	2
	同行援護の基礎知識	2		-	-	-	-	2
演習 (8時間)	基本技能	4		-	-	-	-	4
	応用技能	4		-	-	-	-	4
合 計		20		-	-	-	-	20

(注) オ欄の免除対象は旧要綱等に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修又は重度視覚障害者研修の修了者であること。
 なお、長野市及び松本市が実施、又は確認した視覚障害者移動支援従業者養成研修（地域生活支援事業の移動支援事業の従業者要件となる研修に限る。）、又は視覚障害者移動支援従業者養成研修を実施した地域の都道府県において、「それに相当すると知事が認めた研修」とされている研修の修了者で、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は一般研修の全課程（20時間）を免除する。ただし、一般研修の全過程を免除する者は、「情報支援と情報提供」「代筆・代読の基礎知識」など、同行援護従業者として必要な知識及び技術について、事業者において適宜研修等を実施すること。

<応用研修>

区分	科目	時間数	備考	受講免除時間数				
				ア	イ	ウ	エ	オ
講義 (2時間)	障がい・疾病の理解②	1		-	-	-	-	-
	障がい者（児）の心理②	1		-	-	-	-	-
演習 (10時間)	場面別基本技能	3		-	-	-	-	-
	場面別応用技能	3		-	-	-	-	-
	交通機関の利用	4		-	-	-	-	-
合 計		12		-	-	-	-	-

(注) 応用研修は、一般研修を修了した者を対象として行われるものとする。（ただし、一般研修と応用研修を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）
 なお、社会福祉法人日本盲人連合会が実施した視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修の課程の修了者は一般研修、応用研修の全課程（32時間）を免除する。

5 行動援護従業者養成研修課程

区分	科目	時間数	備考	受講免除時間数				
				ア	イ	ウ	エ	オ
講義 (10時間)	強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義（*） ・強度行動障がいとは ・強度行動障がいと医療	1.5		-	-	-	-	-
	強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義（*） ・強度行動障がいと制度 ・構造化 ・支援の基本的な枠組みと記録 ・虐待防止と身体拘束 ・実践報告	5		-	-	-	-	-
	強度行動障がいがある者へのチーム支援に関する講義 ・強度行動障がい支援の原則	3		-	-	-	-	-
	強度行動障がいと生活の組み立てに関する講義 ・行動障がいがある人の生活と支援の実際	0.5		-	-	-	-	-
	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習（*） ・情報収集とチームプレイの基本	1		-	-	-	-	-
	行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習（*） ・固有のコミュニケーション	3		-	-	-	-	-
	行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習（*） ・行動障がいの背景にあるもの	1.5		-	-	-	-	-
障がい特性の理解とアセスメントに関する演習（ア） ・障がい特性とアセスメント	3		-	-	-	-	-	
環境調整による強度行動障がいの支援に関する演習（イ） ・構造化の考え方と方法	3		-	-	-	-	-	
記録に基づく支援の評価に関する演習（ウ） ・記録の収集と分析	1.5		-	-	-	-	-	
危機対応と虐待防止に関する演習 ・危機対応と虐待防止	1		-	-	-	-	-	
合 計		24		-	-	-	-	-

(注1) 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）修了者又は重度訪問介護従業者研修（行動障害支援課程）修了者については、上記（*）の科目を免除する。ただし、本課程の演習はグループワークによる実施が中心となることから、各科目を関連づけて一連の流れの中で実施することが想定される。そのため、科目免除を実施する場合は、免除科目を受講しなくても研修内容を十分修得できるよう、実施方法等について配慮をすること。

(注2) 演習のうち（ア）、（イ）及び（ウ）の科目で取り扱う事例には、行動援護サービス（障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護他）を想定した内容を取り入れること。

(注3) 受講者募集の際に、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者は、行動援護従業者養成研修の受講を要しないことを周知すること。